

平成25年(ワ)第38号 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原  
状回復等請求事件

原告 中島孝 ほか799名

被告 国 ほか1名

## 訴訟進行に関する意見書

2013年6月11日

福島地方裁判所第一民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 安田純治



外

頭書事件につき、本件においては未だ被告らから答弁書の提出がされてい  
ない段階ではあるが、原告らとしては、本件事案の重要性にかんがみ、早期  
に充実した審理が進められることを期して、原告らが、現時点で、想定され  
る争点に関連して、当面（とりあえず、本年内）に予定している主張・立証  
の計画は、おおよそ以下のとおりである。但し当然ながら、これらの主張・  
立証の計画は、被告国および東電の答弁内容による変更がありうるものであ  
る。

### 第1 本件審理の進行について

- 1 当面の審理の進行については、2カ月の一度の頻度において期日を開  
き、あわせて期日と期日の間に進行協議期日を設けるべきである。
- 2 本年については、7月、9月及び11月の各月に期日を開くこととし、  
3期日を確保すべきである。

第2 訴状「第3 本件事故によって原告らが受けた被害（侵害された権利）」についての主張および立証

1 原告各人の被害について（被害各論）

(1) 当面、各期日において、原告2～3名の意見陳述を行う。

意見陳述の内容は、各原告の被害についてであり、本件事故前後の生活状況の変化、本件事故による放射性物質汚染の状況、本件事故と放射性物質汚染による健康不安、その他生活上の支障などを内容とする。

(2) 各期日において意見陳述を行う原告については、意見陳述とともに、当該原告の被害についての準備書面、陳述書を提出する予定である。それ以外の原告についても、随時、準備書面と陳述書を提出する予定である。

(3) ただし、原告ら全員について詳細な陳述書や準備書面を提出することは予定していない。各原告について、簡略な陳述書を提出して被害立証を行う予定である。

2 原告らの被害について（被害総論）

(1) 上記のように、当面は原告各人の個別被害の主張・立証を先行させるが、追って、各原告の被害の共通性についての主張・立証を行う予定である。

(2) その内容としては、①被害の根源としての原発事故とこれによる放射性物質汚染、②原発事故後、各原告がおかれた客観的状況と精神的不安・懸念、③各原告のとった行動（避難・滞在等）、④最終的に原告らが被った被害、⑤各原告らの被害と被侵害利益との関係などについて、総論的に論じる予定である。

第3 訴状「第5 被告国により原子力発電が導入されかつ推進されてきたこと」についての主張および立証

1 訴状では、「被告国は、国内外で大小さまざまな原発事故が続く中で

も、国民に対して、「わが国の原発は安全である。」という「安全神話」を電力会社と一体となって繰り返し、原発推進政策を進めてきたといえる。」と主張した。

- 2 「安全神話」の醸成が原発推進力となってきた事実、被告国も「安全神話」の醸成に深く関与してきた事実をさらに具体的に主張し、被告国の規制権限の行使への強い期待可能性についての主張を補充する。

#### 第4 訴状「第6 被告国の責任」、訴状「第7 被告東京電力の責任」についての主張および立証

##### 1 国に期待された規制権限の内容について

##### (1) 原告らは、訴状「第6」において

①被告国は、地震及び津波によっても原子炉が全電源喪失に陥ることがないようにすること、及び仮に全交流電源喪失に至った場合においても直ちに復旧しうる代替措置を講じることを内容とする技術基準を定め、かつ、福島第一原発においても、これに適合するように原子炉等を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限する（技術基準適合命令）義務があった（期待可能性ないし作為義務の存在）。

②そして、被告国が、仮に上記の規制権限を適時かつ適切に行使していれば、本件事故のような全電源喪失に基づく炉心溶融という重大事故を回避することは十分可能であった（結果回避可能性の存在）。

③被告国は、以上のような技術基準の制定及び同基準への適合命令を発する措置をとり、本件原発周辺住民のほか多数の国民の生命、健康、財産や環境を確保すべき義務を負っていたにもかかわらず、かかる権限行使を適時にかつ適切に行使する措置を怠ったものであり、こうした規制を怠ったことは、被害を受けた多くの国民との関係で、国賠法1条1項との関係において違法と評価されるべきものであると主張した。

(2) 原告らは、被告国が制定すべきであった技術基準について、原子力安全委員会の策定権限に属する「安全設計審査指針」等との関係を踏まえながら主張の補充をする。

2 予見可能性および結果回避可能性について

(1) 津波と全電源喪失の予見可能性について

原告らは訴状「第6」「第7」において、国・東電とも、2002（平成14）年又は遅くとも2006（平成18）年までには、福島第一原発において、地震に伴う津波による浸水から全電源喪失、ひいては炉心溶融という重大事故が発生することを予見できたと主張した。

(2) 今後、

①文科省・地震本部地震調査委の2002（平成14）年の「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「長期評価」という。）により、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震（津波地震）が予見されていたこと

②2002（平成14）年「長期評価」の後、国（文科省）は2005（平成17）～2009（平成21）年にかけて5年計画で東北大学に委託し、主に貞観津波に関する研究を進めていた。東北大はさらに産業技術総合研究所に再委託し、同研究所を中心に研究論文が成果として発表されていたこと。

これら研究を通じ、日本海溝における連動型巨大地震、あるいは（連動型か否かに関わらず）日本海溝沿いの巨大地震により本件と同程度の津波が福島第一原発を襲うことを予見しうるだけの知見が蓄積されていたこと。

③被告東電は、「長期評価」や貞観津波の研究（佐竹論文）に基づく試算を行い（2006〔平成18〕年、2008〔平成20〕年）、その中で今回と同程度の津波高の津波、さらに浸水による全電源喪失が生じると結論していたこと。

被告国も、2009（平成21）年7月の東電から原子力安全・保安院へ

の報告等を通じて、その内容を把握していたこと。

につき、関連する研究論文、政府諸機関における地震・津波に関してなされた議論や報告についての議事録、本件原発事故の各調査報告書、報道機関作成の記事や映像等を証拠として提出予定である。

2008（平成 20）年における被告東京電力による試算を示した書面等、必要に応じ被告らに対して、資料の開示を予定である。

また、早期に以上の争点についての双方の主張を整理したうえで、人証の申請も行いたいと考えている。

## 第 5 訴状「第 8 原状回復の請求の内容と根拠」についての主張および立証

### 1 放射線に関する基本情報の整理

本件訴訟の特性である「放射性物質による損害」を理解するため、放射線に関する科学的な基礎知識（物理的・化学的特性、放射線測定方法、健康影響についての知見など）を、文献を用いて整理・主張する。また、放射線に関連する国内の法規制を整理・主張する。

### 2 放射線汚染の状況

訴状第 2「本件事故によって広い地域に放射能汚染がもたらされたこと」、訴状第 3「本件事故によって原告らが受けた被害の諸相」、訴状第 8「原状回復の請求の内容と根拠」に関連して、原告ら生活圏内における放射性物質の飛散状況、環境汚染の状況、いわゆる除染特措法に基づき進められている除染作業の限界ないし不十分さなどを、行政庁が発表しているデータなどを用いて、主張立証する。

以 上